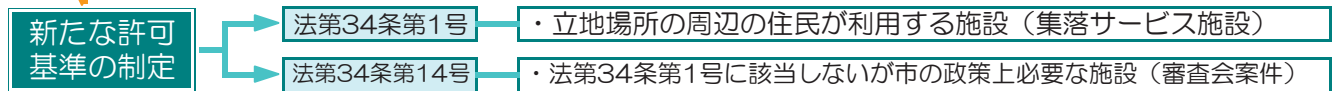
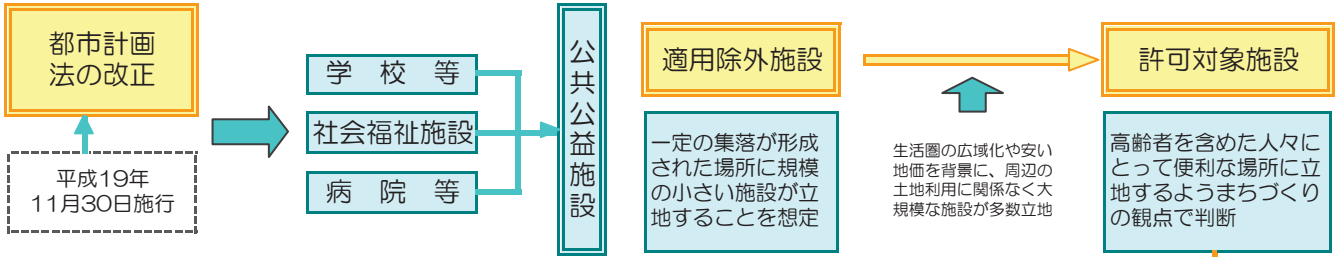


# 都市計画法の改正に伴う公共公益施設の許可基準の制定について



施設関係	第34条第1号対象施設の基準	第34条第14号開発審査会諮問対象施設の基準
学校及び保育所関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象施設：幼稚園、小学校及び中学校 保育所及び学童保育施設</li> <li>集落性：既存集落内又は既存集落隣接地</li> <li>建物規模：小・中学校を除き高さ10m以下</li> <li>敷地規模：制限なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象施設：34条1号の許可対象外の学校等</li> <li>開発許可制度運用指針Ⅲ-7-1(19)により審査する。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>※ 市立の学校等については、協議で許可とみなす。</li> <li>※ 私立の学校等については、許可が必要。</li> <li>※ 小学校及び中学校については、やむを得ない場合は集落性を問わない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>※ 教育等の環境の確保のため、当該開発区域等の周辺の資源、環境等が必要であること。</li> <li>※ 位置、規模等からみて周辺の市街化を促進するおそれがないと認められること。</li> <li>※ 当該学校等が立地しても、当該開発区域等を含む文教施策等に支障がないこと。</li> </ul>
社会福祉施設関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象施設：社会福祉施設法による社会福祉事業の用に供する施設のうち通所系社会福祉施設（保育所、学童保育施設を除く）</li> <li>集落性：既存集落内又は既存集落隣接地</li> <li>敷地規模：1,000㎡以下</li> <li>建物規模：高さ10m以下、延床面積400㎡以下</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象施設：34条1号の許可対象外の施設（保育所、学童保育施設を除く） 介護老人保健施設及び有料老人ホーム</li> <li>敷地規模：3,000㎡以下</li> <li>建物規模：高さ10m以下</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>※ 設置運営が国等の基準に適合し、事業の継続性が認められること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>※ 市街化区域、駅又はイッパツから概ね1km以内に立地するもので次の何れかに該当するもの</li> <li>a 近隣に係る医療施設、社会福祉施設等が存在し、これらの施設と当該許可に係る施設が持つ機能を密接に連携させ、立地又は運用する必要があるもの。</li> <li>b 社会福祉施設利用者の安全等を確保するため立地場所に配慮する必要があるもの。</li> <li>c 社会福祉施設が提供するサービス特性から、周辺の資源、環境等の活用が必要な場合。</li> <li>※ 立地について、福祉施策上支障がないこと。</li> <li>※ 他法令の許認可等を得られる見込みがあること。</li> </ul>
病院・診療所・助産所関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象施設：診療所及び助産所</li> <li>集落性：既存集落内又は既存集落隣接地</li> <li>敷地規模：1,000㎡以下</li> <li>建物規模：高さ10m以下、延床面積300㎡以下</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象施設：病院</li> <li>34条1号の許可対象外の施設</li> <li>開発許可制度運用指針Ⅲ-7-1(18)により審査する。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>※ 設置運営が国等の基準に適合し、事業の継続性が認められること。</li> <li>※ 他法令の許認可等を得られる見込みがあること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>※ 設置運営が国の定める基準に適合する優良なもの。</li> <li>※ 位置、規模等からみて周辺の市街化を促進するおそれがないと認められるもの。</li> <li>※ 立地について、医療施策上支障がないこと。</li> <li>※ 次の各号のいずれかに該当するもの。</li> <li>(1) 救急医療の充実が求められる地域において、患者等の搬送手段の確保のため、当該開発区域周辺の交通基盤の活用が必要と認められる場合</li> <li>(2) 当該医療施設の入院患者等にとって、開発区域区域周辺の優れた自然環境その他の医療環境が必要と認められる場合</li> <li>(3) 病床過剰地域に設置された病院又は診療所が、病床不足地域に移転する場合</li> </ul>